

# 政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和4年6月28日（火曜日）

開 会 午前 9時58分

閉 会 午後10時42分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 14人

座 長 松 尾 茂

副座長 織 田 伸 一

委 員 金 岡 貴 裕

// 柏 佳 枝

// 飯 山 勝 彦

// 吉 田 修

// 金 谷 幸 則

// 押 田 大 祐

// 高 田 真 里

// 大 島 満

// 谷 口 寿 一

// 高 道 秋 彦

// 橋 本 雅 雄

// 村 石 篤

4 欠席委員 0人

## 5 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議会事務局長	渡辺 康裕
議会事務局次長	笠間 信行
庶務課長	大野 満
庶務課長代理	恒川 貴志
庶務課庶務係長	竹端 志織
庶務課主査	竹下 哲矢

## 6 協議結果について

### 1 委員の補充について

竹田議員の逝去及び上野議員の議員辞職に伴う委員2名の欠員については、後任として、高道議員、柏議員を委員に補充することとした。

### 2 共用のタイムレコーダーの設置について

昨年度の検討会で決定した会派共用のタイムレコーダーの設置について、具体的な導入方法等の検討を行った。谷口委員から、タイムレコーダーを誠政気魄で購入し、他の会派もそれを使用することができることとするという案が示されたが、一方で、複数の委員から、共用のタイムレコーダーの導入自体の白紙撤回を検討してはどうかとの意見があり、継続審査とすることとした。

### 3 視察等における添付資料の省力化について

富山市議会自由民主党提案の「会派内の複数人での視察（調査研究）における政務活動費の審査について、現地対応者の名刺（写し）、対応状況写真、旅費計算書（旅費計算書に付随する資料を含む）、旅行会社の見積書の参加者が共通して添付する資料については、代表者にのみ添付することで省力化を図る」については、全会一致となり、即日、適用することとした。

運用指針への追記等については、次回の検討会で案を示すこととした。

## 7 その他

### 政務活動費交付上の会派「誠政気魄」について

「会派 誠政」と「気魄」は、政務活動費交付上は1つの会派「誠政気魄」を令和4年4月1日に結成しており、議会運営上の会派とは異なる状態となっていることを事務局から報告した。

## 8 会議の概要

- 座長           ただいまから、政務活動費のあり方検討会を始めさせていただきます。
- まず、本日の議事録の署名委員に、飯山委員、押田委員を指名いたします。
- これより、協議事項に入りたいと思います。
- 本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
- まず、協議事項の1番目ですけれども、委員の補充についてであります。
- 皆様御存じのとおり、本検討会の委員であった竹田議員が4月27日に御逝去され、また6月10日には上野議員が議員辞職をされたことにより、本検討会の委員は2名の欠員が生じております。
- この2名の欠員に伴う委員の補充については、各派代表者会議において、あり方検討会の中で協議・決定するということが確認をされております。
- そこで、委員の補充について、皆さんの御意見をお聞かせください。
- 高田委員       私たちの会派の竹田議員がお亡くなりになられたということで、我が会派のほうから高道議員を委員として補充していただきたいと思

います。

座長                   ただいま、高道議員を補充していただきたいという案でありました。  
ここでちょっと、座長ではあるのですが、私も、私のほうからも意見を申し上げたいと思います。  
私、座長という立場で、もちろん公平性を保たなければならないという立場であることと、あと採決に参加できないということもありまして、私どもの公明党会派の柏議員をお願いできないかと思っております。

村石委員           座長の言われることに賛成です。  
座長はあくまで、この調査会を仕切るというか、違う意見があれば、それを整理したりするということで、自分の会派の主張は基本的にはしないということが原則だと思うので、代わりに会派の意見を主張する人を補充するという意味では賛成です。

座長                   ほかに何かありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長                   それでは、皆さんの御意見をお聞きしたところ

ろ、高道議員、柏議員以外の委員の補充の意見はないようでありますので、お諮りをしたいと思います。

本検討会の委員に、高道議員、柏議員の2名を補充することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 異議なしということでもありますので、そのように決定をさせていただきます。  
それでは、高道委員、柏委員に本日から参加していただきたいと思いますので、2人を呼びに行きますので、しばらくお待ちください。

〔高道委員、柏委員 入室・着席〕

座長 それでは、これでそろいましたので進めていきたいと思います。  
ここで、事務局から報告があります。

議会事務局参事  
(庶務課長) 皆さん、おはようございます。座って説明をさせていただきます。  
次第のほうにはございませんけれども、事務局から会派の統合について1点御報告をさせていただきます。と思っております。  
会派には、議会運営上における会派というも

のと、政務活動費の支給対象としての会派の2種類がございます。理論上は、この2つは性質の異なるものであるということから、会派結成の際には、議会運営上の会派については議長宛てに、政務活動費支給対象の会派については市長宛てに、それぞれ会派結成届を提出していただいております。

今回、会派 誠政と気魄について、議会運営上の会派は従来どおり別会派とされる一方で、政務活動費支給対象としての会派については、本年の4月1日から統一会派を結成され、会派名を誠政気魄とする届出がありましたので、この場をお借りしまして御報告をさせていただきたいと思っております。

なお、今回、政務活動費の支給対象としてのみ、統一会派を結成されました主な理由としては、会派控室を現在共同で使用されておりますけれども、その中で、事務員さんなどの共通経費をより明確に経理するためということでありまして、我々事務局とも何度も協議を繰り返した上で、今回の対応に至られたということでございます。

一方で、両会派の政策的な考えにつきましては、全く同じということではないものですから、議会運営上の会派は従来どおり別々ということで、本日のこのあり方検討会につきま

しても、別々に委員として御出席をいただいているということでございます。

一般的には、議会運営上の会派と政務活動費の支給対象としての会派は同じであるということがほとんどであると思いますので、今回のケースは特殊な例ということにはなりませんけれども、この政務活動費に関して書かれているそういう物の本によりますと、理論上は異なる性質のものだということでもありますので、別々とするには問題ないと事務局としても判断したものでございます。

私からの説明は以上です。

座長                   ただいま、政務活動費上の会派ということでお話があったと思いますが、このことについて何か質問ありましたら。

大島委員           話は分かりましたが、ちょっと納得はいかないですね。同じ部屋で事務員を共通で雇うということであれば、折半なり、2対1で経費を割るなりできるので、やはり会派は会派として政務活動・政治活動を行い、その費用もそれぞれが請求・支給されるべきものではないかなと思うのですが、それについては、個人的には納得はいかないです。

議会事務局参事 (庶務課長) 私のほうからお答えしますが、今回、事務員の経費等について、より経理を明確にすると。これまでも、おっしゃったとおり案分ということもあったのですけれども、人の雇用という話になっていきますので、そういった面でもより経費的に明確にしたいというお話で、我々のほうともいろいろ協議したものです。決してこのやり方が違法とかそういうことではなくて、理論上は可能な話なので、そういう形はどうでしょうかということ、お勧めもしながら進めたということでございます。あくまでもこれは、それぞれの会派の事情において届出がされるということになりますので、そういう意味で御理解いただければと思います。

座長 何か御意見があれば、大島委員から納得がいかないというような意見があったわけですが、けれども。

押田委員 これは、あり方検討会の中で議論するべきものなのか、それとも事務的に違法ではないということであれば、そのまま普通に流れていくものなのか、なぜこの場にその議論があるのかがちょっと分からないのですけれども。

座長

議論するつもりは全くなかったのですけれども、一応報告としてさせていただいたということで、もちろん議長・副議長の了解を得て進めてこられたということですから、一応、あり方検討会の場で報告をしておきたいということであったので、今回報告をさせていただいたということでございます。

それでは、そういうことで具体的な協議を進めていきたいと思えます。

協議を進めるに当たり、確認にはなるのですけれども、政務活動費というのは、あくまで会派でしっかりと責任を持って取り組んでいくということでありましてけれども、あり方検討会のある意味というのは、やはり共通認識を持つべきことはしっかりと持って、それに従って、みんなでしっかりと調査・研究活動、政務活動費を使いながら市民の負託にこたえていこうという大目的があるということを確認させていただきます。

それでは、協議事項に進みたいと思えます。

協議事項としては2番目になりますけれども、昨年度からの引継ぎ事項であります。お手元には、昨年度、座長から議長に本検討会の協議結果を報告した際の資料を配付しております。このうち、合意に至ったものの(2)について、昨年度の検討会では、事務員の労働

時間を適正に把握するために、会派共有のタイムレコーダーを設置することを決定しております。具体的な運用方法については、今後協議することとしておりました。しかしながら、その後の検討会において具体的な検討にまで至らなかったことから、改めて検討会の中で協議するよう議長から指示があったところであります。これを受けまして、今年度の検討会では、購入費用や設置場所、管理方法、具体的な運用方法について検討し、結論を出していきたいと考えております。

なお、昨年度の検討会では、委員からタイムレコーダー設置の財源として議会費での購入も検討との意見があったことから、その旨も含めて議長に報告しておりましたけれども、議長におかれては、議会費での購入は困難である旨の見解を示されていることを申し添えておきます。

それでは、共有のタイムレコーダーの運用方法等について、皆さんの御意見をお聞かせください。

設置までは決定事項として引き継いでいるわけですがけれども、運用方法はまだ何も進んでいないという状況でありました。

高道委員

今、A4版の共用のタイムレコーダーの導入

についてという紙を見ながらお話をさせていただきましても、下のほうに具体的な運営方法等についてということで、本体の購入費用、設置場所、管理方法、それから消耗品の購入費用などということが書いてあります。まず、本体の購入費用につきましては、先ほど議会費では買えないということなものですから、だとすると、会派で買うのか、それともまた政務活動費を使って買うのかという話にもなりますし、また共用ということになりますと、使っておられる会派もありますし、使っておられない会派もある。それから、会派の人数にもよりますし、何かいろんな条件が出てくると思うので、なかなか本体を買うにしても、共用として買うにはどうすればいいのかも協議しなければいけないのかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

座長 事務員がおられない会派もあるわけなので、それによって設置場所だとか、そういったことも含まれるということで、では、この共用に関して……。

谷口委員 これを提案したのは私なのですが、そもそもこれをなぜ提案したかということ、共用というのは、あくまでも見えるところに設置してほ

しいという趣旨で言っているだけで、別にこれを事務局のところに会派の台数分並べてもいいのですが、そんなまぬけなことをしてもどうかなという思いで共用ということをおっしゃっています。

これに至る経緯を少し話させていただくと、ホームページに掲載されているある会派の勤務時間表というもののコピーがここにあります。これを見ると、毎日の出入りの時間がばらばらであるにもかかわらず、ある月の時間数が102.04分、その次の月が102.02分、その次の月が102.07分、これは普通に考えて、こんな……。例えば、うちの会社でもありますが、帰りに5時になったらカードを押します。00でぱっと並んでこんなにきれいになるというのは分かりますが、全部がばらばらでありながらこういうふうな時間が出てくるというのは疑いを持たれても仕方がないと考えました。これを見ると、当該の月で言うと、ほとんどの日が8時半前後になっているにもかかわらず、最終日だけが9時になっていたり、これは明らかに調整したのではないかなと思われても仕方がないように見る事ができたもので、こういう提案をさせていただきました。

結果的には、今どこの会派もしっかりとやっ

ておられますので、これが本当に必要かということを考えてときに、性善説に立てば、皆さんしっかりとやっておられますので、必要ないと思いますが、購入費に関しても、これは共用で使うものであっても、別にこれは私が気魄のタイムレコーダーを政務活動費で買って、そこに設置して、あとの運用の消耗品に関しては使ってくださいということでも可能だと思いますが、それを皆さんがどう思われるかだけだと思います。

設置場所に関しては、以前から言っているとおり、公に見えるところでないという意味がないという思いを持っております。あと、消耗品の購入費用に関しては、これは当然、各会派で見ればいいことではないかなと。あと管理方法ですとか、運用に関しても各会派でやっていければいいと思います。

以上です。

座長

今おっしゃったとおり、要は、正しい勤務時間をしっかり示していく必要があるというのが根本にあるということで、今議論しているタイムレコーダーの共用だとか、そういったことを訴えているわけではないという意見であったかと思っております。

共用に関しての何か御意見がほかにあれば。

吉田委員　私のところは、タイムレコーダーではないけれども、毎日の出勤・退社時間をきちんと出勤簿に書いて、チェックして集計している。時間給にしていますから、もちろん有給もありますけれども、タイムカードがもしあれば使う。ただし、そうではないところもあるではないですか。時間がどうであれ、固定給的な。その辺で、もし入れても使うのかどうか、使われるかどうかというのが大事ですよ。使わないのだったら入れても意味がないし。その辺はどうなのですか、各会派の対応は。

谷口委員　固定給であっても勤怠というのは確認しなければいけないので、本来はするべきだとは思いますが。ただ、今、吉田委員が言われるように、各会派でしっかりと管理できるのであれば、どこまで必要かと言われると、ちょっとどうかなとは思いますがけれども、というところですよ。

大島委員　この提案のきっかけになった会派がもしないのであれば、これは白紙に戻してもいいという結論もあっていいのではないのでしょうか。どことは言いませんけれども。

村石委員　大島委員の意見に賛成です。要は、会派事務

員の勤務時間を各会派でしっかりと管理というかチェックしていれば何も問題ないと思います。我が会派でも、大体私のほうが早いので、事務員が来たら何時に来たか確認したり、帰るときも何時に帰っていくとか確認したり、出勤簿もつけていますので、どうしてもタイムレコーダーがないと勤務時間を把握できない、管理できないということはないので、どうしても共有して使うということにはならないと思います。

座長 今、共用ではなくて、タイムレコーダー自体の必要性みたいなもの、白紙という言葉も出てきているのですけれども。

谷口委員 これは全会一致で決めたので、別に白紙に戻す必要はないのですが、継続でやっていけばいいのではないですか。今、大島さんから当該の会派がないのであればという話もありましたが、今後またそういうことが起きないとも言えないのです。起きることはないと思いますが、ある意味、抑止力としてこういうものを検討しているということではないですか。

座長 ほかに意見はありませんか。

橋本委員

実際問題、必要だった人が辞めていったから、必要ないかもしれない。だけど、その人にしただって、正しく使っていたと言い張ったと。そうなると、やっぱり誰が見てもちゃんとしているよということを見せるのも必要なのかもしれない。当然、現存の会派の人はしっかりやっておられると思っています。だけど、いつ何どきそういう解釈の違いとか、いろんなことが出てくるとしたら、数字でというか、目に見えるもので残すのも必要なのではないかなという気がします。

高道委員

私も、今、橋本さんが言われた意見と同じです。このタイムレコーダーについて今こういう話合いをしたので、逆に言うと、タイムレコーダーというのは各会派の政務活動費で買うことはできるのですよね。であれば、この機会に、補助員を雇われている会派におかれましては、これを1つの目安として、証拠ではないですけども、打刻することによってそれが証明されるのであれば、各会派の責任において導入されることを検討されてもいいのかなと思います。

谷口委員

そもそも共用と言ったのは、部屋に置いてもあまり意味がないですよということでこれを

提案したので、部屋に置いてしまうと、やろうと思えば何でもできるはずで。そういうことを言い出すと、何でも疑うのかとなってしまふけれども、そもそもこの会自身が、市民から告発されないようにしようという前提の下に動いているのであれば、やっぱりそういうことも必要かなという思いでこれを提案したということだけなので、だから、何が何でも今設置しなさいよという意味ではないです。

座長 今、皆さんの意見をお聞きしていると、共用する必要はないのかなという意見が多数かなと思います。

谷口委員 する必要はある。

橋本委員 見えるところにあったほうがいいよということだろう。見えるところに置いたほうがいい、では、見えるところはどこなのだろう、では、議会事務局のどこか片隅かなと、そこに5台も6台も並べるのだったら、それは無駄ではないかといった意味の共用というのを谷口委員が言われたと思うのです。それはもう、1台なら1台で全然いいような気がするから、そういった意味では共用ということになるの

かもしれないということなのです。

座長 1台を共用するとなると、どこの会派が管理していくのかだとか。

橋本委員 全員じゃないの？

吉田委員 置くとしたら、7つも8つも置く必要はないわけで、1台で共用してカードを各会派が管理したらいいのではないですか。事務員は全部で何人いますか。六、七人でしょう。自民党会派が2人、1桁の人数で5台も6台も置く必要はないわけで、入れるのだったら共用で。タイムカードというのは安いものですから、それは各会派がもつと。問題は、電気がかかりますから電気代、その程度です。

座長 実際、政務活動費、税金を使わせていただくということを考えると簡単には言えない部分もあって、共用していくということに対して、やはり電気代1つにしてもそうですし。

議会事務局参事  
(庶務課長) 僭越ながら私のほうから、この資料にもありますとおり、今回もし共用で運用される場合には、決めていただきたいこととして、本体の購入費用、設置場所、管理方法ということ、

また、どういうタイムレコーダーを導入する  
かにもよりますけれども、例えばカートリッ  
ジみたいなものを追加して買わなければいけ  
ないとか、壊れたときに修理をどうするかと  
か、そういう細かい問題もいろいろはらんで  
くるわけです。

現在のこの指針の考えの中では、共同で物を  
購入するという考え方というのは基本的にな  
いわけです。会派というのは、会派そのもの  
が一種、共用的に物を購入したり総有してい  
るという関係になっていまして、それを超え  
て会派間でさらに物を買うという考えがない  
ものですから、そのあたりについて具体的に  
どう購入していくのかというところまで、細  
かい話になって大変恐縮なのですが、議論を  
深めていただければなと思うのです。

もちろん、電気代等については、これは例え  
ばファクスにしろ、電話にしろ、何にしろ、  
これは庁舎のものを使っておりますので、そ  
こは問題ないと思いますが、実際に政務活動  
費を充てる部分とすれば、まずは最初にタイ  
ムレコーダーを購入するところ、金額でいう  
と1万円前後の安い物から数万円もする高額  
なものもいろいろあるのですけれども、どう  
いうものを誰がどう選ぶのかとか、そういう  
ことから全部考えていかなければいけないこ

とになります。なので、そういうことというのは、政務活動費の使い方としてはあまり想定していないことだと思うのです。

谷口委員　これは1つの例として聞いていただければと思いますが、例えば、誠政気魄で買いましたと。それを事務局のところに置かせてもらいましたと。これは誠政気魄で使いますが、あとは各会派で必要に応じて使われてもいいですよというのであれば問題ないわけですよ。

議会事務局参事  
(庶務課長)　あるともないとも言いにくいところなのですが、そこは皆さんの中で合意いただけるかどうかの部分かなと思いますけれども、あとは市民の方がどう思われるか。

押田委員　事務局から会派が共同で購入するというものが、これには不資格みたいなことを言われましたけれども、適用がないと言われましたけれども、昔は政務活動費は第三者委員会でみんな共同でやっていたのですよ。共同で買えないわけではないのですけれども、もう一回戻って、そもそも論、先ほど大島さんが言われましたけれども、白紙撤回してもいいぐらい、谷口委員が言われたように継続審議にしてもいいぐらいのもので、今すぐ購入が必要

か必要ではないかということを一度、決を採ってもいい。今すぐですよ、今すぐに購入を必要とするかしないかだけでも、様子を見たいとか、この場で決を採ってもいいのではないですか。

座長                    まず、非常に大事な問題で、共用するかどうかというところでかなり変わってくるものですから、共用に関しての……。

谷口委員              共用に関しては、全会一致で、共用のタイムレコーダーの設置というところまでは一応決まっていますよ。だから、共用というところは、別に今さら審議する必要はないので、あとはどう買うかだけだと思います。だから、今、押田委員が言われたように、継続でやっていけば、別にここで今、買う、買わないを決めなくてもいいのではないですか。

座長                    今、皆さんの御意見を伺っていると、共用の必要性に関しても白紙にしたらという意見もあったものですから、以前、タイムレコーダーを入れて共用していくといった議論をされて、そこまでは実際に決定されていることではあるのですけれども、実際、皆さんの意見を聞いてみると、それもどうなのかなという

話もあったものですから。

押田委員

今、言われたとおりなのですけれども、そもそもの原因で、なぜ入れようとしたかという問題の会派が存在しなくなったときに、この発言も正しいかどうか分かりませんが、恐らくそれが起点になっていてこの議論が出て、全会一致になったのですよね。今、そのおそれがないといったときにどう判断するかですよね。

座長

実際にはそうではないと思います。そうではなくて、やはり事務員の方の勤務時間だとかの管理をしっかりと透明性を高めるということが目的だったと思いますので、そういった意味では、共有していくということは決定事項でありましたので。どうですか、もう一回各会派に持ち帰っていただいてもいいですか。非常に大事な……。継続審査ということでまたそれぞれの会派の考えを詰めていただいて、もう一度検討していただくということで、皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

何か御意見ありますか。

〔発言する者なし〕

- 座長                   そうしましたら継続ということで、今後の課題として、またあり方検討会で検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- ここで、今のタイムレコーダーのことではないのですけれども、指針の改正だとか、そういったことがあった場合のことなのでも、即、変更をかけられるわけではないので、指針の改正に関わることに關しては、来年の4月1日からスタートするという共通認識として、この場で先にお伝えをしておきたいと思っております。よろしくお願ひします。
- 谷口委員               指針というのは、年度途中に変えられないものなのですか。
- 座長                   いや、変えられないわけではないのですけれども。
- 谷口委員               あり方検討会で審議して決まったのであれば、即実行に移せばいいのではないですか。
- 座長                   実行に移せることは移していきたいと思うのですけれども、指針に大幅な変更がある場合

は……。

谷口委員　　そういう場合は、指針をすぐに変えればいい  
のではないですか。

議会事務局参事  
（庶務課長）　昨年度、ここについては確認させていただ  
いたことでして、全会一致でこの会で決定した  
ことにつきましては、ルール変更を伴うもの  
については、原則として翌年の4月1日から  
その指針の改正という形で適用させていただ  
くということで、ただ、運用上の解釈の問題  
として、すぐにやったほうがいい、年度途中  
でも適用していったほうがいいというもの  
については、検討会の中でいつから施行する  
のかということを協議・決定していただくと。  
そういう形で昨年度、4回目の会議だったか  
と思うのですが、そのような形で確認をさせ  
ていただいたところであります。  
昨年、2紙目の新聞の購読の話がありまして、  
そのの……。

谷口委員　　そこでどういう議論だったか、ちょっと記憶  
が定かではないのですが、こういう委員会で  
せっかく決めたのであれば、年度を待つ必要  
はないと思います。決まったことはすぐ変え  
るようにスピード感を持ってやっておかない

と、やっている意味がないと思いますよ。変えるということは、不具合があるから変えていくのであって、であればタイムリーにやっ  
ていくべきだと思います。年度を待つ必要があるのであれば、その必要性を教えてください  
です。

座長

今後いろいろと議論をして決定していくこと  
にはなると思うのですけれども、その変更に関  
しても、皆さんに相談した上で、即変えら  
れるものは変えていくということで、その都  
度また皆さんにお諮りをして決定していき  
たいと思いますので、よろしく願いいたし  
ます。

それでは次に、協議事項の3番目に入りたい  
と思います。

各会派から提出された運用指針上の課題・対  
応案についてであります。

まず、今年度の検討会の進め方について御説  
明をいたします。

お手元には、事前に各会派に照会してあり  
ました運用指針上の課題・対応案及びその賛  
否を示した資料を配付しております。

協議に際しては、まず課題・対応案を提案  
された会派から提案理由の説明をしていた  
だきます。次に、賛成以外の立場の会派  
からの意

見をお伺いして、その後、賛成の意見を含め、ほかに御意見があれば発言をしていただくという手順で行きたいと思います。

意見等が出尽くしたところで、原案または修正案の賛否について採決し、これまでどおり全会一致の場合にのみ指針を改正することといたしたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、指針の改正に当たっては、改正内容の検討が必要となりますので、全会一致となった場合には、次回以降の検討会で修正案を示していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今年度の検討会の進め方については、このような形で進めてまいりたいと思います。

それでは、協議に入りたいと思います。

本日は、各会派から上げられた運用指針上の課題・対応案のうち2番目になります。

富山市議会自由民主党提案の視察等における添付資料の省力化についてを協議したいと思います。

まず、提案者の富山市議会自由民主党さんから提案理由の説明をお願いいたします。

高田委員

2番目の今の案件なのですが、課題としては、皆さん、お手元に多分お持ちだと思

いますけれども、運用指針の17ページに、5番、支出証拠書類一覧という表があります。一番上から2番目、旅費計算書、米印、旅行会社の見積書、これは事前・事後につけることになっています。そこから3つ下がって現地対応者の名刺の写し及び対応状況写真、これを事後につけることになっています。例えば、会派の中で4人、5人、同じ視察に行ったときに、一人一人が今これをつけています。同じ写真を撮ったものを同じものが何人もつくような形になっていて、名刺の写しについても、同じ人が説明をしてくださったりしているような状況になっているので、ここは誰か代表の方がつければ、それ以外の方は代表の誰それさんのところに添付済みという文言をつけることで省力化できないかという提案であります。

また、枠外の下に米印に旅費計算書をつける場合は、インターネットの路線図情報等の根拠書類も添付するとなっておりますが、これも今の話を含めてということで提案をさせていただきました。

座長

それでは、ただいまの提案について、まず賛成以外の会派からの意見を伺いたいと思うのですけれども、賛成以外のところは政策フォ

ーラム、大島委員になります。

大島委員      ○で書いたつもりなのですが、大分△の角が取れて……。申し訳ございません。

座長            そうしますと、全会一致ということですが、賛成も含めて何か意見ありましたら、お聞かせをいただこうと思います。

村石委員      高田委員のおっしゃるとおりなので、要するに代表者が決められたこのとおりのことを添付して、あとは特記事項のところですか、番号とか打って、何々の番号の何々のとおりということで、そこでそういう具合に記載しておけば分かるので、私は積極的に進めるべきだと思います。

座長            それでは、改めて賛否を伺いたいと思います。賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

座長            全会一致ということですので、この案件は採用させていただきたいと思います。指針の改正案、適用時期につきましては、次回以降の検討会でお示しをしていきたいと思

います。今の案件につきましては、指針の変更も何も必要ないかなと思っておりますので、なるべく早くこういった体制で進めたいと思いますけれども、事務局、どうでしょうか。

議会事務局参事  
(庶務課長)      ルールが変わるということではないのだと思いますので、先ほど谷口委員さんがおっしゃったように、速やかにというお話なのだろうと思っております。ただ、確認的に指針には、代表者のほうへ添付するとか、確認的な意味合いで記載することが必要なのかなと考えておりますので、その部分について次回の会の中でお示ししたいと思っております。

座長                      では、そのことについては、次回の検討会でまた改めてお示しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

谷口委員                実行はもうしていいわけ？

座長                      正式的にあり方検討会で決定をして、議長に報告もすることになると思うのですけれども、手順的にどうでしたでしょうか。

議会事務局参事  
(庶務課長)              ここで決定することになるので、あくまで議長には報告というだけになりますから、ここ

でいつから適用するということを決めていただければと思います。

座長                    それでは、こういったいいことといたしますか、無駄を省く、省力化をしていくということは大事なことなので、今後そういったことは可能ということで進めていただきたいと思いますので、お願いいたします。

議会事務局参事      今後ということは、もう次の視察からすぐに  
(庶務課長)            という趣旨でよろしいでしょうか。

座長                    そうです。今この時点から決定ということで進めたいと思いますけれども、皆さんよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長                    皆さん、異議なしということで、そのように進めさせていただきたいと思います。

橋本委員              先ほど座長のほうから、あり方検討会の進め方ということでありました。本年度も全会一致がなければ変更がないということでございますが、全会一致でなければ進まないというのであれば、バツがある以上進まないのでは

ないかなという気がします。三角は角が取れたら丸になるかもしれないけれども、バツは角が取れたって丸にならないしね。要するに、バツがある時点で今後の話は無意味ではないかと。要するに、何が言いたいかというところ、もう全会一致ではなくて、例えば、過半数が駄目だったら8割方だとか、3分の2だとか、いろいろやり方があるのではないかなと。一人でも反対すれば何も決まらないといったら、本当にこれ、もうないですよ。ということで、ちょっとこれはどうかなという意見を言わせていただきました。

座長

やはり基本として、これまでと同様、全会一致というのは、そこは譲れないと。座長としての思いになりますけれども、そういうふうに考えています。バツ—公明党の会派としてということもあるのですけれども、バツになっていきますけれども、例えばクレジットカードであれば、現状、ポイントの付与というものを何とかしない限りはもう無理だろうという意味で、今、現状はバツとさせていただいていた部分もあるので、実際にはやはり議論していく中で見いだせることも必ず出てくると思いますので、しっかりと議論をしていくことが大事なのかなと思っています。

谷口委員 確認なのですが、今日は全会一致の分だけこういう協議して、それ以外はどうするのですか。

座長 今言おうと思っていました。  
次回の検討会では、自由民主党さん提案の4番、会派 誠政さんの5番、日本共産党さん提案の6番、気魄さん提案の8番、この4つの案件を協議していきたいと思います。また同様に提案理由の説明をしていただいて、それから同様に議論を進めていきたいと思っております。

谷口委員 次というと、また次の定例会ぐらいまで多分延びてしまうと思うのだけれども、こんなものどつとどつとやるような仕組みをもっとつくってください。そうでないと、せっかく聞いて出してみんな見ているのに、では、次は3か月後ですよというぬるいやり方ではなくて、もっとスピード感を持ってやるようにしてください。

座長 今、谷口委員からありましたけれども、確かにそのとおりなので、次回からまたしっかりと議論することは大事ですけれども、しっかりと賛否を皆さんの意見を基にしっかりとまとめ

て進めていきたいと思imasuので、よろしく  
お願いいたします。

ほかに何か御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長

ないようですので、本日はこれをもって政務  
活動費のあり方検討会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

令和4年6月28日  
政務活動費のあり方検討会記録署名

座 長 松 尾 茂

署名委員 飯 山 勝 彦

署名委員 押 田 大 祐